

既存不適合機械等更新支援補助金

現在位置 / トップページ / 支援事業のご案内 / 既存不適合機械等更新支援補助金

既存不適合機械等更新支援補助金について

－移動式クレーンの過負荷防止装置、フルハーネス型墜落制止用器具への改修・買換に要する経費の一部補助－

既存不適合機械等更新支援補助金事業では、国に代わって建災防が既存不適合機械等を所有する方に対し、当該既存不適合機械等を最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等へ更新するための改修、買換に要する経費の一部を間接補助金として交付します。



ただし、この間接補助金は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。企業規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を審査した上で競争的に交付決定します。

申請期限を10月4日(金)から10月11日(金)まで延長しました!!

第2回申請受付期間：9月4日(水)～10月11日(金)
(申請書類の提出期限：10月11日(金)消印有効)

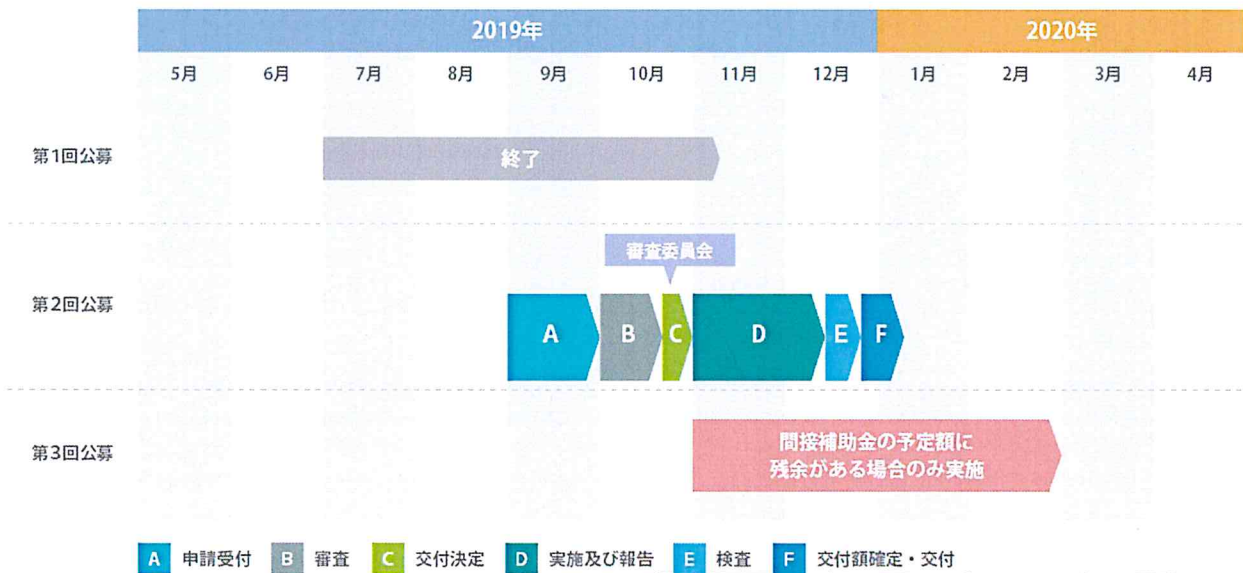
1.対象となる申請者

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人

- ・ 労災保険に特別加入している個人事業者（労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者）
- ・ その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2.スケジュール(予定)

※ 当該スケジュールは、あくまでも予定であり、許可なく変更します。



A 申請受付 B 審査 C 交付決定 D 実施及び報告 E 検査 F 交付額確定・交付



間接補助金申請手続き（移動式クレーンの過負荷防止装置）

移動式クレーンの過負荷防止装置の改修、買換に要する経費の一部を補助します。



間接補助金申請手続き（フルハーネス型墜落制止用器具）

フルハーネス型墜落制止用器具への買換に要する経費の一部を補助します。

既存不適合機械等更新支援補助金

移動式クレーンの過負荷防止装置の改修、
買換に要する経費の一部補助



既存不適格建築物更新支援補助金（以下「更新補助金」という。）事業では、国に代って建設省が更新補助金（以下「更新金」という。）を既存不適格建築物等に所有する者に対して、更新の促進等に資し、かつ更新促進の競争を促す高水準の安全性を有する機械等へ買換する等の改修、買換に要する経費の一部を更新補助金として交付するものです。
ただし、この更新補助金は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。事業現場、クレーン等の能力、対象機械等の安全性、国土交通省も受給者で審査した上で競争的に交付決定します。

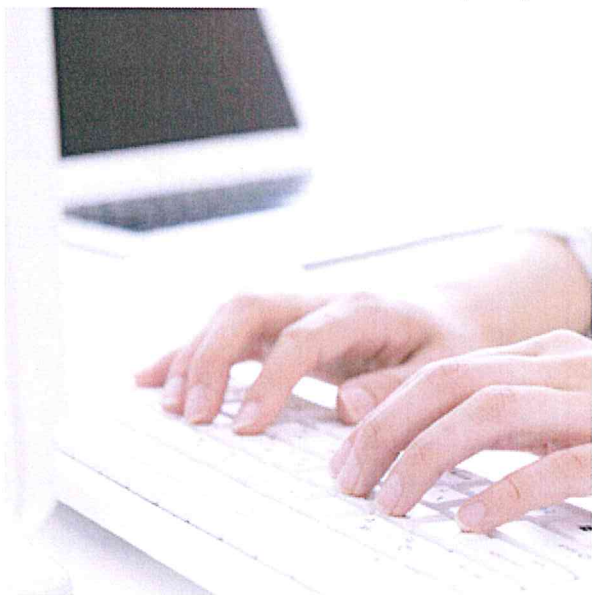
1 対象となる申請者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人
- (2) 労災保険に特別加入している個人事業主（労働者災害補償保険法第39条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者）
- (3) その他国土交通大臣の承認を得て建設省が適当と認める者

2 対象となる経費の概要

リーフレット等一覧

- 移動式クレーンの過負荷防止装置(PDF)
- フルハーネス型墜落制止用器具(PDF)



支援小売店登録申請手続き

フルハーネス型墜落制止用器具への買換に伴う
間接補助金の申請を代行していただける支援小
売店を募集しています。

お問合せ先

更新支援補助金事務センター
建設業労働災害防止協会 総務部



よくある質問(Q&A)

よくある質問をまとめました。

お電話でお問合せの方は
03-6275-1085

FAXでお問合せの方は
03-6275-1089